

調査結果の概要（公立学校分）

〔確定値〕

主な調査結果の前年度比較

項目（調査対象）	23年度	22年度	増減
暴力行為の発生件数 （公立小・中・中等教育・高等学校）	6,144件	7,059件	915件減少
いじめの認知件数 いじめの改善率 （公立小・中・中等教育・高等・特別支援学校）	4,283件 95.0%	4,500件 91.7%	217件減少 3.3ポイント上昇
小・中学校不登校児童・生徒数 （公立小・中・中等教育学校）	9,281人	9,802人	521人減少
高等学校長期欠席者数 （公立高等学校）	7,135人	6,557人	578人増加
中途退学者数 （公立高等学校）	2,416人	2,537人	121人減少

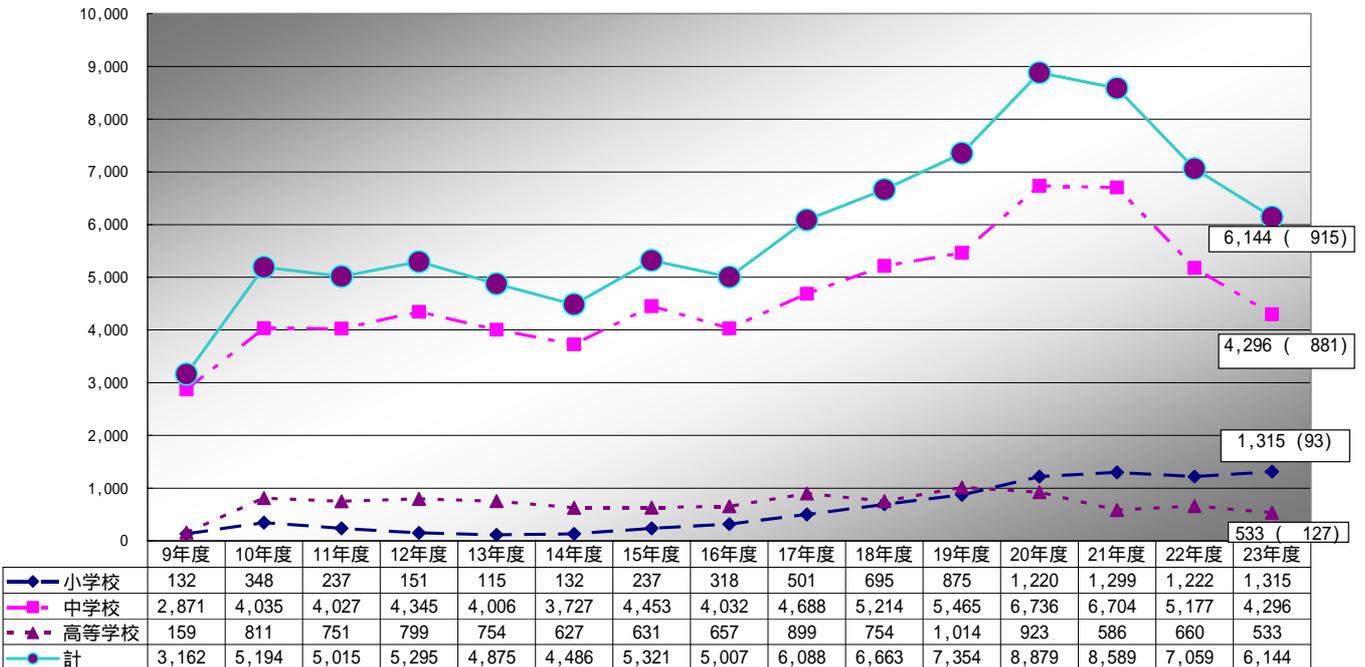
目 次

暴力行為について	・・・ 1
いじめについて	・・・ 2
長期欠席・不登校について（公立小・中・中等教育学校）	・・・ 4
長期欠席・不登校について（公立高等学校）	・・・ 6
中途退学について（公立高等学校）	・・・ 6
〔参考〕文部科学省による定義・調査基準	・・・ 7
地域別の状況について（公立小・中学校）	・・・ 9
項目別調査結果の概要と捉えについて	・・・ 10
1 暴力行為	・・・ 10
2 いじめ	・・・ 11
3 長期欠席・不登校（公立小・中・中等教育学校）	・・・ 12
4 長期欠席・不登校（公立高等学校）	・・・ 14
5 中途退学者等（公立高等学校）	・・・ 15
6 自殺	・・・ 15
7 出席停止（公立小・中・中等教育学校）	・・・ 16
8 教育相談（県・市町村教育委員会）	・・・ 16
神奈川県教育委員会の主な取組みについて	・・・ 16

暴力行為について

暴力行為の発生件数の推移（神奈川県公立小・中・中等教育・高等学校）

【件数】



公立小・中・中等教育・高等学校における暴力行為の発生件数は、3年連続して減少しました。

平成23年度は、前年度より915件減少の6,144件でした。

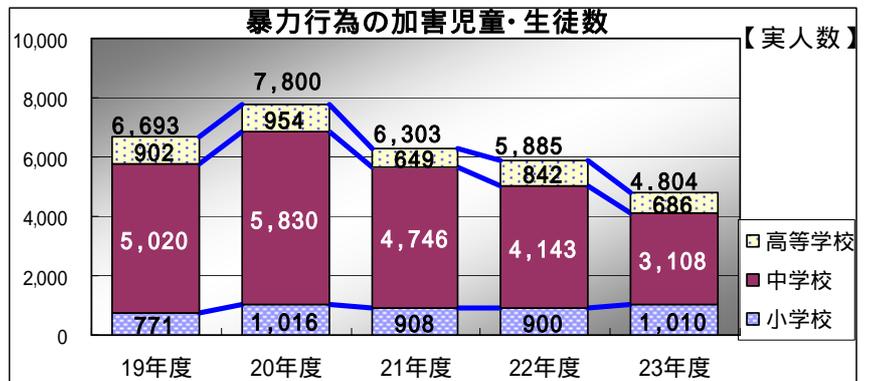
校種別内訳では、小学校1,315件、中学校4,296件、高等学校533件です。

* 中学校には中等教育学校前期課程を含む(以下同じ)

中学校における加害児童・生徒数の減少が顕著です。

右のグラフで加害児童・生徒数の変化を見ると、中学生の減少が顕著です。平成20年度は5,830人でしたが、23年度は3,108人と、3年間で4割以上の減少が見られています。

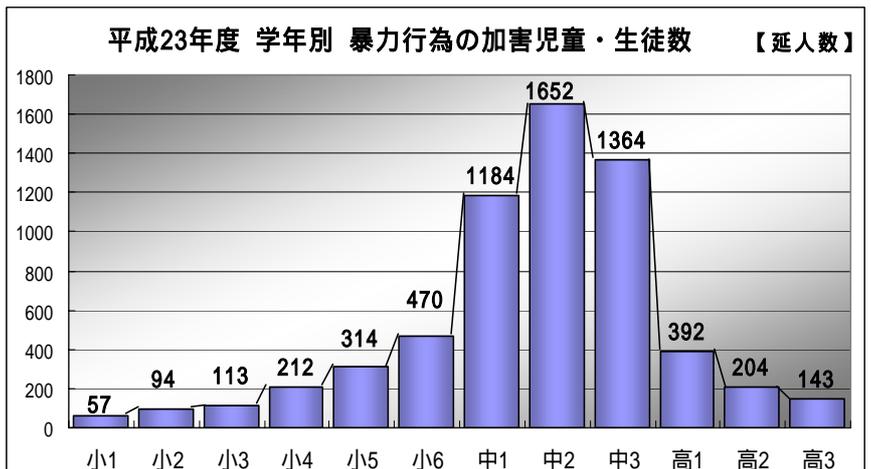
これは、学校全体で継続的に未然防止に取り組んできた表れであると捉えています。



小学校4年頃からの増加傾向が中学校につながっています。

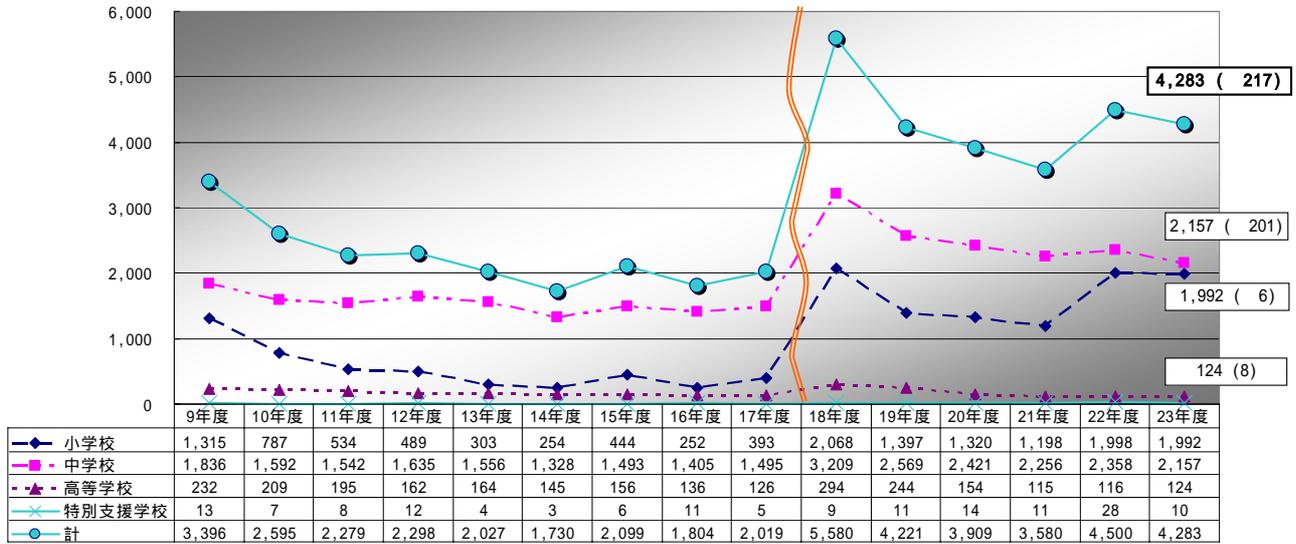
平成23年度の加害児童・生徒数の学年別分布を見ると、右のグラフのとおり、小学校4年頃からの増加傾向が中学校につながっています。

小学校においても、発達段階に応じた適切な指導を学校全体で行う必要があります。



いじめについて

いじめの認知件数の推移（神奈川県公立小・中・中等教育・高等学校・特別支援学校）【件数】



公立小・中・中等教育・高等学校・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度より217件減少し、4,283件でした。校種別内訳では、小学校1,992件、中学校2,157件、高等学校124件、特別支援学校10件です。

* 18年度にいじめの定義が変更された

アンケート実施率が上昇しました。

いじめの日常的な実態把握のためのアンケート調査の実施率が、96.7%まで上昇しました。

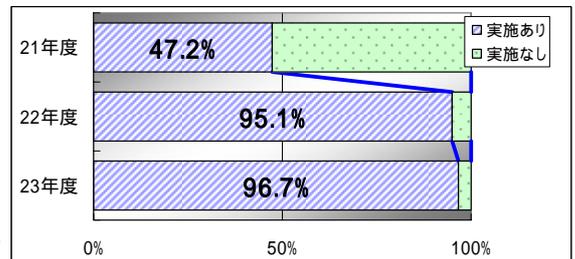
【校種別】小学校100% 中学校100% 高等学校93.5%

各学校は、アンケート以外にも個別面談など、児童・生徒の状況や発達段階に即した方法を用い、陰に隠れやすいいじめに対して、日頃から兆候を見逃さないための取組みを充実させ、認知に努めています。

* 実施率は、全公立学校数に対して、アンケート調査を実施した公立学校数の割合

平成23年度

実態把握のためのアンケート実施率【%】

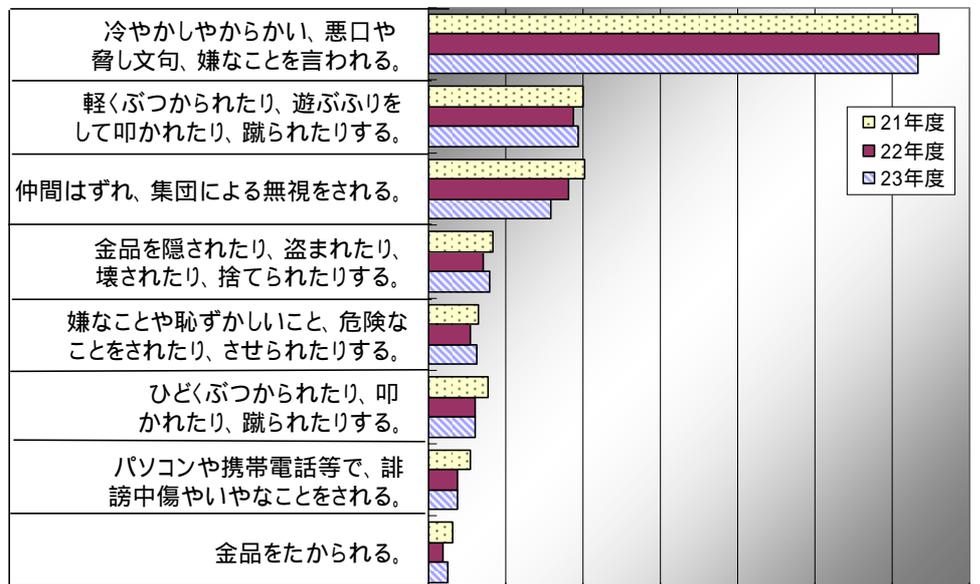


いじめには様々な態様があります。

いじめの態様（いじめ全体に占める態様ごとの割合）【%】

いじめの態様の中で、一番多いものは、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」です。

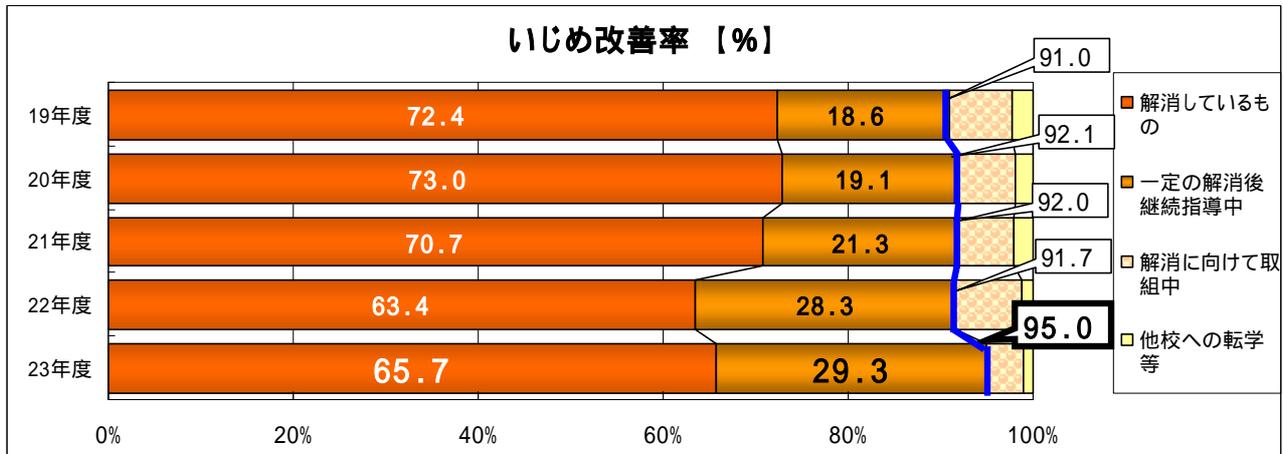
冷やかしかからかいは、遊びの延長と捉えられがちですが、言われた子どもにとって深刻な状況になり得ることを考え、対応することが必要です。



* 複数回答のため、合計は100%を超えます。

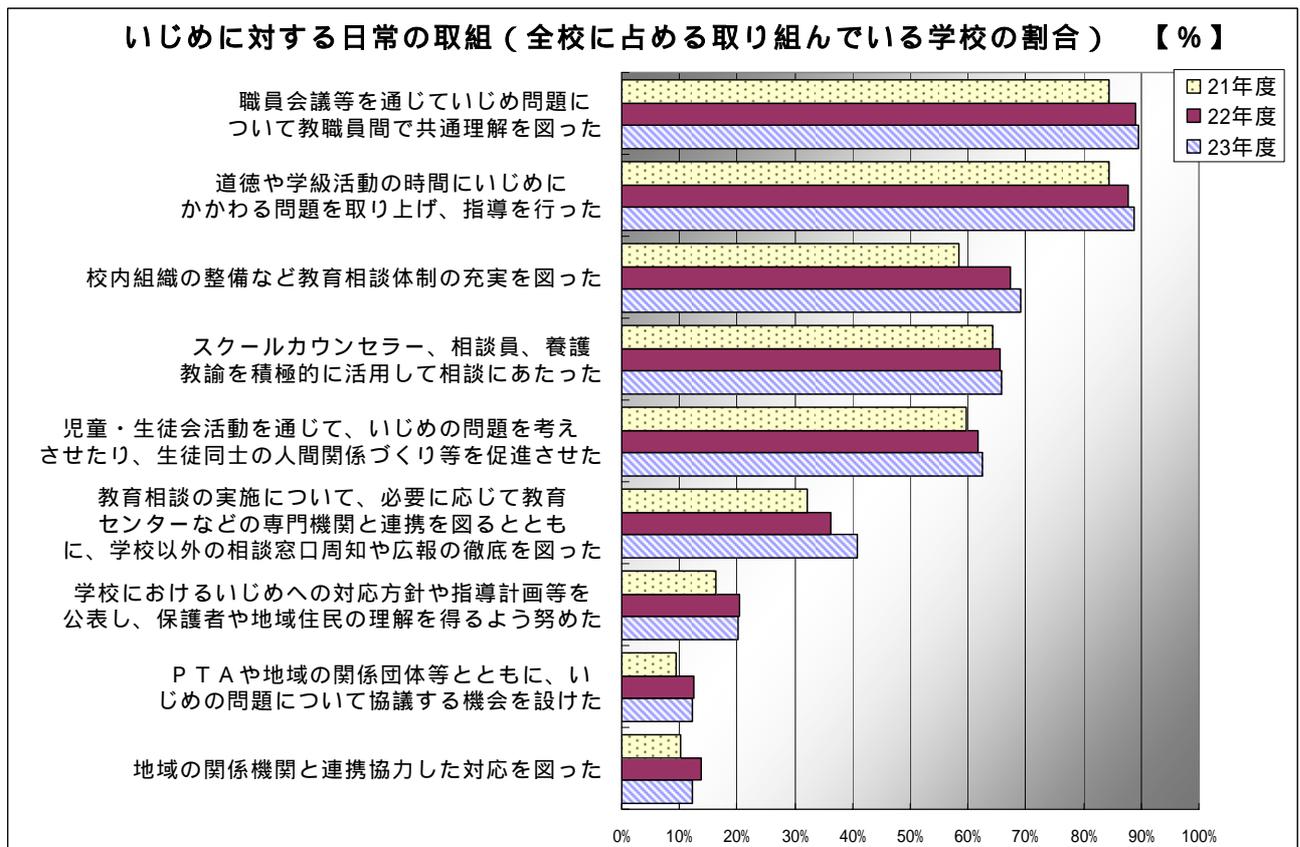
いじめの改善率が上昇しました。

* 改善率は、いじめの認知件数のうち、年度内に「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」を合わせた件数が占める割合を指す



認知したいじめの改善率が、前年度の91.7%から、平成23年度は95.0%と、3.3ポイント上昇しました。このことから、各学校ではいじめをどの子にも起こり得る問題として捉え、積極的に、きめ細かく実態を把握して、速やかに指導と支援を行い、一定の解消の後も指導・支援を継続していることが見てとれます。

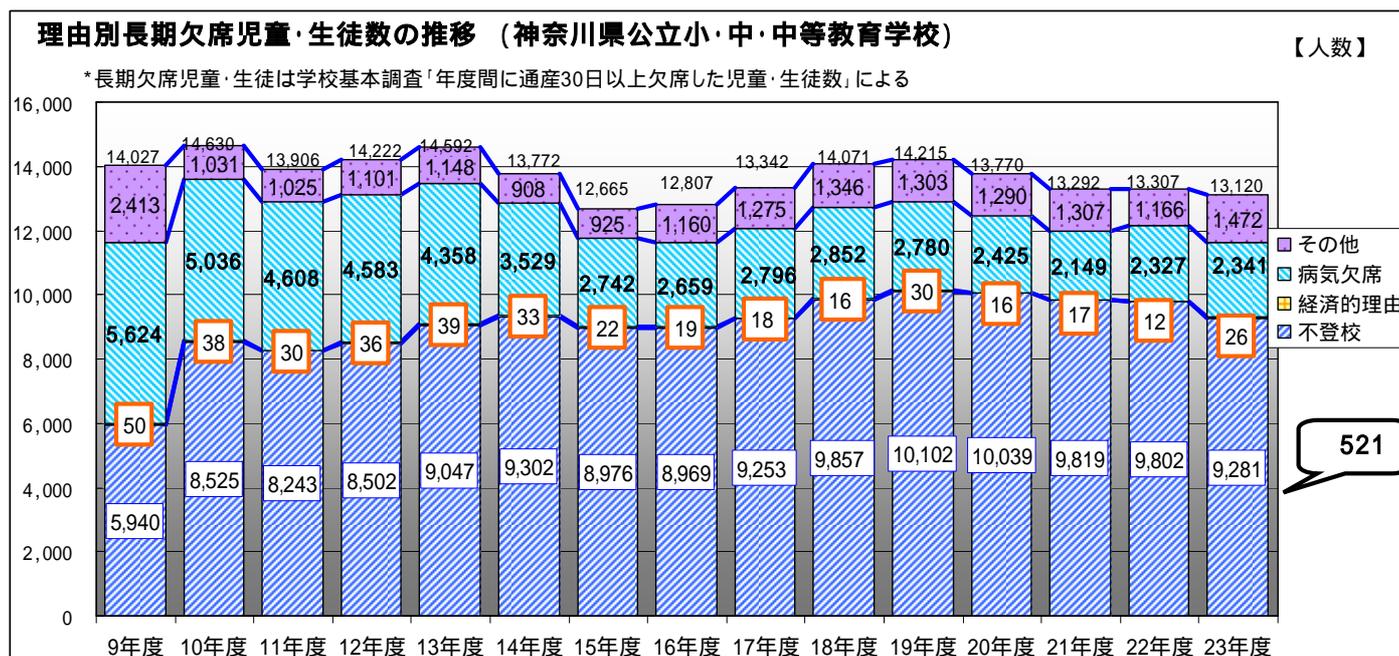
保護者や地域住民の理解や協力を得ることが必要です。



まず、いじめは決して許されないということを、教職員自身が言葉と態度で示すことや、いじめの問題を児童・生徒自身が自分たちの問題と受けとめ自ら活動することができる場を設定することが大切です。

また、グラフの下から3項目を見ると、**学校は、いじめへの対処方針や指導計画等を積極的に情報発信し、保護者や地域住民の理解や協力を得る取組みを充実させることが必要です。**

長期欠席・不登校について（公立小・中・中等教育学校）



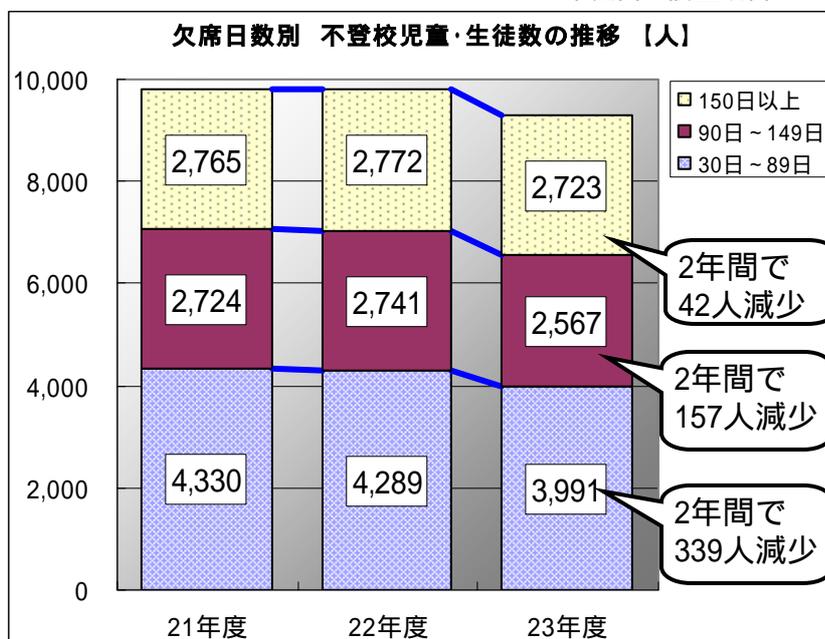
公立小・中・中等教育学校における長期欠席児童・生徒数は13,120人、うち不登校児童・生徒数は9,281人で、前年度より521人減少しました。これは過去最大の減少数となります。

不登校のうち、年間30～89日欠席の児童・生徒数が最も減少しています。
 （「未然防止」「早期発見・早期対応」の成果が見られます）

*県独自の調査項目

右のグラフ「欠席日数別 不登校児童・生徒数の推移」を見ると、この2年間で最も減少した区分が、年間の欠席日数30日～89日（週1～2日程度）の児童・生徒数であることがわかります。（2年間で339人減少）

この区分の児童・生徒数を減少させるためには、各学校による「未然防止」や「早期発見・早期対応」の取組みが不可欠であり、その充実が、今回の不登校の大幅な減少につながった理由の一つであると考えています。

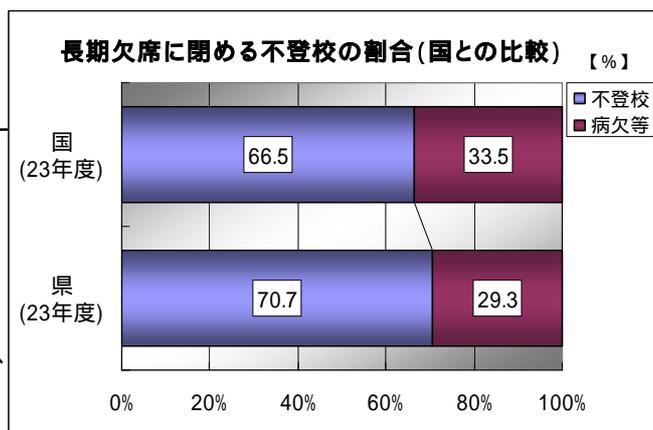


具体的には、学校において、様々な場面で子どもが意欲を持って活動できる場を用意したり、子ども同士の豊かな人間関係づくりを後押ししたり、授業改善に努めるなど、「未然防止の取組み」を充実させていることや、休み始めの段階で、電話連絡や家庭訪問、保健室等に登校させて指導にあたるなど、新たな不登校を生まないためのきめ細かな支援を行う「早期発見・早期対応」に努めてきた成果の表れと捉えています。

長期欠席のうち、「不登校」の割合が全国平均を上回っています。

長期欠席児童・生徒のうち、「不登校」を理由にした割合は、本県では、小・中学校合わせて70.7%で、全国平均値66.5%を4.2ポイント上回っています。

各学校が、児童・生徒の欠席理由を「病気」と決めてかからずに、「学校の中で何かあったのではないか」「不登校の心配があるのではないか」「学校に不適應を起こしているのではないか」などと捉え、積極的に不登校児童・生徒に対する支援に取り組んでいる状況がうかがえます。



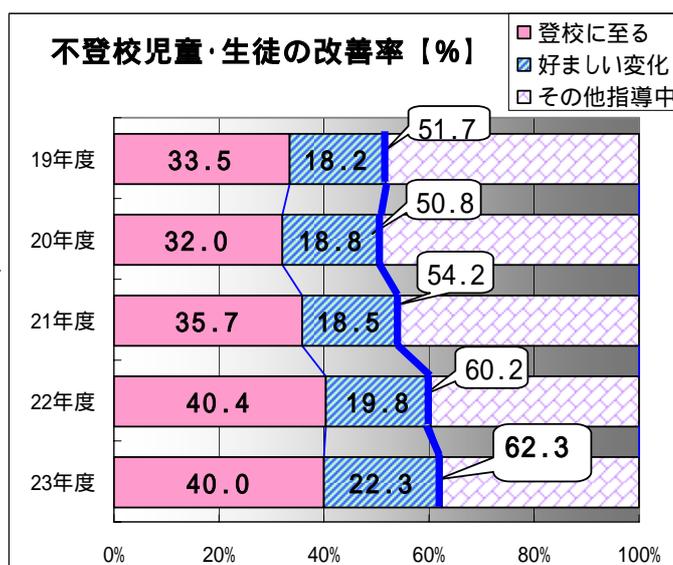
不登校の改善率が、3年連続で上昇しています。

* 改善率は、不登校児童・生徒のうち、「指導の結果、登校する又は登校できるようになった児童・生徒」及び「継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒」の割合を指す

不登校児童・生徒の改善率は、3年連続で上昇しており、平成23年度は、前年度より2.1ポイント上昇の62.3%でした。

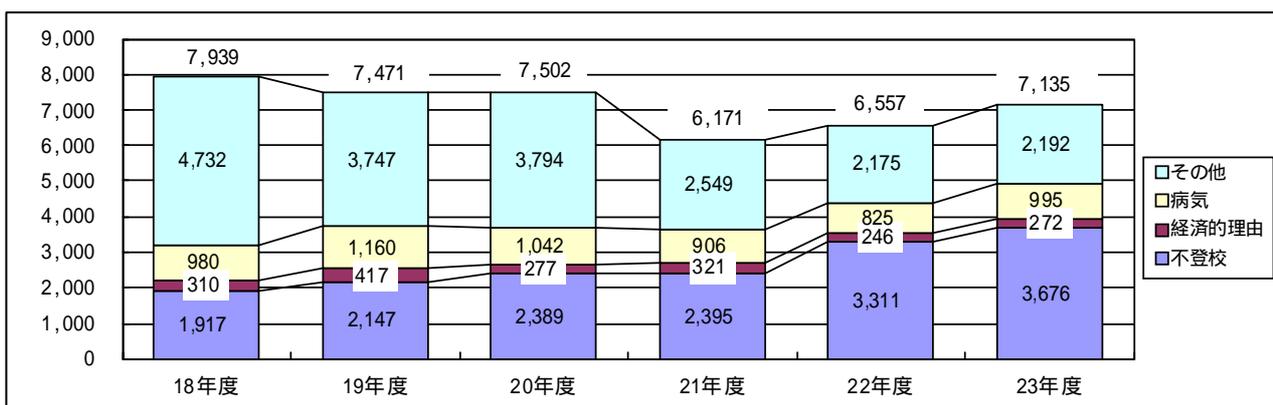
また、これは全国平均値(H23...51.9%)と比べると、10.4ポイント上回っています。

この改善率の上昇は、各学校において、教職員が日々行っている粘り強い指導・支援に加え、養護教諭やスクールカウンセラー等による専門的な相談、また、学校外の相談機関や保健・福祉・医療の専門機関、フリースクール等の関係団体との連携による支援など、**児童・生徒の学校生活の再開や社会的自立を目指し、学校が、保護者や関係者と協力しながら継続的なチーム支援に努めてきた成果の表れ**と捉えています。今後もより一層の連携・協力の充実が必要です。



長期欠席・不登校について（公立高等学校）

理由別長期欠席生徒数の推移[神奈川県公立高等学校全日制・定時制合計] 【人数】



公立高等学校における長期欠席者については7,135人となり、前年度より578人増加しました。うち不登校生徒数は3,676人で、長期欠席者数の51.5%（前年度50.5%）にあたります。

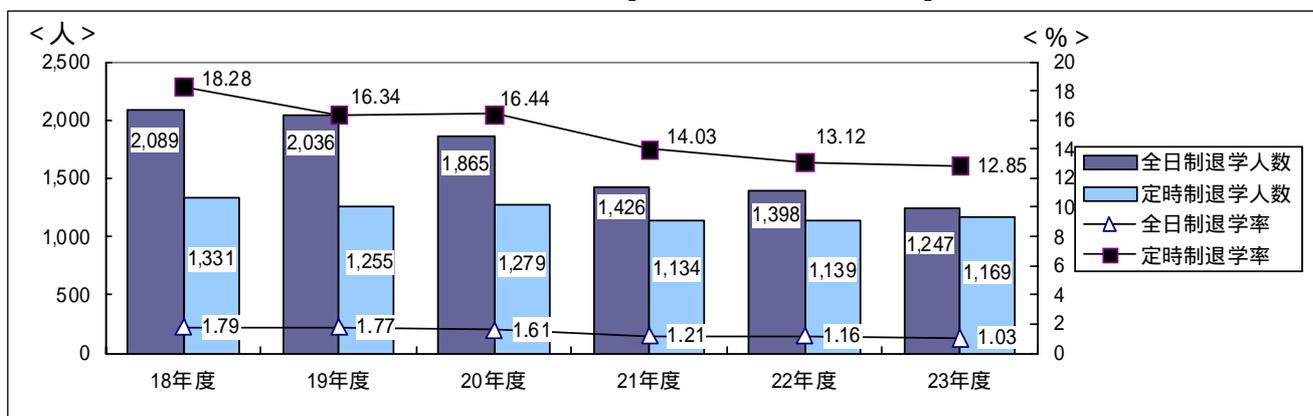
* 長期欠席児童・生徒は「年度間に通算30日以上欠席した児童・生徒」

生徒の欠席理由を積極的に「不登校」として捉え、 きめ細かな支援に取り組んでいます

各学校では、教育相談コーディネーターを中心としてスクールカウンセラーなどの人材を有効活用しながら教育相談体制を確立し、不登校生徒一人ひとりの状況に即した支援を継続して行っています。

中途退学について（公立高等学校）

公立高等学校における中途退学者数等の推移[全日制・定時制合計]



公立高等学校における中途退学者は2,416人となり、前年度より121人減少しました。この人数は在籍者（平成23年4月1日現在）の1.85%（前年度1.97%）にあたります。

中途退学者を減少させるため、学習意欲や通学意欲を高める支援に努めています

中途退学者については平成18年度を境に年々減少しており、また、在籍者数に占める中途退学者の割合も減少の傾向にあります。生徒が「わかる」授業や達成感を実感することのできる授業づくりに各学校が取り組んだことや、総合学科や単位制の高校が増加したことから、単位修得ができずに原級留置となった生徒が中途退学する傾向が薄れたことがうかがえます。さらに、各学校において生徒一人ひとりに対する「きめ細かなねばり強い生徒指導」が図られていることも減少傾向の要因の一つと捉えています。

[参考]

「暴力行為」の文部科学省による定義・調査基準

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の4形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例

- ・ 教師の胸ぐらをつかんだ。
- ・ 養護教諭めがけて椅子を投げつけた。
- ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った。

「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）の例

- ・ 同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った。
- ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒に対して暴行を加えた。
- ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした。

「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例

- ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、暴行を加えた。
- ・ 金品を奪うことを計画し、金品を奪う際、通行人に怪我を負わせた。
- ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした。

「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・ トイレのドアを故意に壊した。
- ・ 補修を要する落書きをした。
- ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた。
- ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した。

なお、調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、例に掲げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象としています。

「いじめ」の文部科学省による定義・調査基準

文部科学省は、平成18年度に関する調査から、いじめられた児童生徒の立場に立って、より実態に即して把握できるよう、次のように「いじめの定義」を見直し、調査しています。

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとします。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とします。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

（注1） 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

（注2） 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注3） 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注4） 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

（注5） けんか等を除く。

「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由の文部科学省による定義・調査基準

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類します。

「病気」は、本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席することです。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む）

「経済的理由」は、家計が苦しくて教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならぬ等の理由で長期欠席することです。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」をいいます。

なお、欠席状態が長期に継続している理由が、学校生活上の影響、あそび・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらの複合等であるものとします。

[「不登校」の具体例]

- ・学校生活上の影響 : いやがらせをする生徒の存在や、教師との人間関係等、明らかにそれと理解できる学校生活上の影響から登校しない（できない）。
- ・あそび・非行 : 遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない。
- ・無気力 : 無気力でなんとなく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない。
- ・不安など情緒的混乱 : 登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない（できない）。
- ・意図的な拒否 : 学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。
- ・複合 : 不登校状態が継続している理由が上記具体例と複合していて、いずれが主であるかを決めがたい。

「その他」は、上記「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席することです。

[「その他」の具体例]

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席すること。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席すること。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席していること。
- ・欠席理由が2つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」など）、主たる理由を特定できないこと。

地域別の状況について（公立小・中学校）

公立小・中学校における「暴力行為の発生件数」「いじめの認知件数」「不登校児童・生徒数」について、地域別の状況をお知らせします。県内における地域別の状況をまとめることにより、地域全体で子どもの健全育成を推進していきたいと考えています。

不登校、いじめ、暴力行為 地域別の状況

1 暴力行為の発生件数 [地域別]（中等教育学校を除く）

	平成23年度				平成22年度				平成23、22年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	928	2,115	3,043	11.3	771	2,174	2,945	10.9	157	59	98	0.4
川崎市	63	401	464	4.7	111	602	713	7.3	48	201	249	2.6
相模原市	92	338	430	7.8	89	543	632	11.4	3	205	202	3.6
横須賀市	21	160	181	5.6	34	190	224	7.0	13	30	43	1.4
湘南三浦	25	301	326	4.2	21	401	422	5.4	4	100	96	1.2
県央	122	507	629	9.2	133	619	752	11.0	11	112	123	1.7
中	58	337	395	8.4	55	411	466	10.0	3	74	71	1.6
足柄上	0	25	25	2.6	0	45	45	4.7	0	20	20	2.1
足柄下	6	106	112	6.0	8	184	192	10.4	2	78	80	4.4
神奈川県	1,315	4,290	5,605	8.3	1,222	5,169	6,391	9.5	93	879	786	1.3

2 いじめの認知件数 [地域別]（中等教育学校を除く）

	平成23年度				平成22年度				平成23、22年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	1,324	837	2,161	8.0	1,199	901	2,100	7.8	125	64	61	0.2
川崎市	130	170	300	3.1	161	281	442	4.5	31	111	142	1.4
相模原市	85	196	281	5.1	83	186	269	4.9	2	10	12	0.2
横須賀市	73	109	182	5.7	103	89	192	6.0	30	20	10	0.3
湘南三浦	97	364	461	5.9	125	365	490	6.3	28	1	29	0.4
県央	160	245	405	5.9	179	243	422	6.2	19	2	17	0.3
中	93	152	245	5.2	100	178	278	5.9	7	26	33	0.7
足柄上	9	26	35	3.6	16	27	43	4.5	7	1	8	0.9
足柄下	21	57	78	4.2	32	87	119	6.4	11	30	41	2.2
神奈川県	1,992	2,156	4,148	6.1	1,998	2,357	4,355	6.4	6	201	207	0.3

3 不登校児童・生徒数 [地域別]（中等教育学校を除く）

	平成23年度				平成22年度				平成23、22年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	1,040	2,650	3,690	13.7	1,099	2,716	3,815	14.1	59	66	125	0.4
川崎市	238	1,036	1,274	13.0	213	1,140	1,353	13.8	25	104	79	0.8
相模原市	157	703	860	15.5	174	802	976	17.6	17	99	116	2.1
横須賀市	97	479	576	17.9	119	493	612	19.0	22	14	36	1.1
湘南三浦	178	653	831	10.7	182	744	926	11.9	4	91	95	1.2
県央	223	751	974	14.3	214	783	997	14.6	9	32	23	0.3
中	109	520	629	13.4	138	524	662	14.1	29	4	33	0.7
足柄上	27	86	113	11.7	30	110	140	14.5	3	24	27	2.8
足柄下	80	250	330	17.8	77	237	314	16.9	3	13	16	0.9
神奈川県	2,149	7,128	9,277	13.7	2,246	7,549	9,795	14.5	97	421	518	0.8

湘南三浦教育事務所 管内	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央教育事務所 管内	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中教育事務所 管内	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
足柄上教育事務所 管内	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
足柄下教育事務所 管内	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

項目別調査結果の概要と捉えについて

1 暴力行為の状況（公立小・中・中等教育・高等学校）

(1) 調査結果の概要（詳細データは資料2のP.1～7）

ア 暴力行為の発生件数は**6,144件**と前年度に引き続き減少（前年度より915件減少）

イ 校種別内訳では、

小学校	1,315件	増加	前年度より93件増加
中学校（含む中等教育）	4,296件	減少	前年度より881件減少
高等学校	533件	減少	前年度より127件減少

ウ 形態別内訳では、

対教師暴力	962件	減少	前年度より81件減少
生徒間暴力	3,523件	減少	前年度より402件減少
対人暴力	111件	減少	前年度より57件減少
器物損壊	1,548件	減少	前年度より375件減少

エ 器物損壊を除いた暴力行為の発生件数のうち、当該暴力行為により被害者が病院で治療したケースは、

1,081件（前年度より140件減少）

23.5%（器物損壊を除いた発生件数全体に占める割合、前年度より0.3ポイント低下）

オ 加害児童・生徒数は、（実人数）

小学校	1,010人	増加	前年度より110人増加
中学校（含む中等教育）	3,108人	減少	前年度より1,035人減少
高等学校	686人	減少	前年度より156人減少

カ 小・中・高等学校 学年別加害児童生徒数（延人数）

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数（人）	57	94	113	212	314	470	1,184	1,652	1,364
学 年	高1	高2	高3						
人数（人）	392	204	143						

キ 暴力行為を5回以上繰り返し起こした児童・生徒の状況は、

該当児童・生徒数（加害児童・生徒総数＜実人数＞に占める割合）

小学校	57人（5.6%）	増加	前年度より30人増加
中学校（含む中等教育）	70人（2.2%）	減少	前年度より19人減少
高等学校	0人	前年度と変わらず	

該当児童・生徒が起こした暴力行為発生件数（発生件数全体に占める割合）

小学校	465件（35.4%）	増加	前年度より265件増加
中学校（含む中等教育）	482件（11.2%）	減少	前年度より171件減少
高等学校	0件	前年度と変わらず	

ク 加害児童・生徒に対する学校の対応は、

連携した機関等（加害児童・生徒総数＜延人数＞に占める割合）

警察等の刑事司法機関等と連携した対応	586人（9.5%）
病院等の医療機関等と連携した対応	219人（3.5%）
児童相談所等の福祉機関等と連携した対応	214人（3.4%）
その他の専門的な関係機関等と連携した対応	137人（2.2%）
地域の人材や団体等と連携した対応	39人（0.6%）

指導等の内容（加害児童・生徒総数＜延人数＞に占める割合）

被害者等に対する謝罪指導	4,416人（71.2%）
ルールの徹底や規範意識を醸成するための指導	4,412人（71.1%）
友人関係を改善するための指導	2,727人（44.0%）
保護者の協力を求めて、家族関係等の改善・調整	2,372人（38.3%）
教職員との関係改善	826人（13.3%）
当該児童生徒が意欲を持って活動できる場を用意	614人（9.9%）
個別に学習支援	503人（8.1%）
その他	40人（0.6%）

（2）調査結果の捉え

暴力行為の発生件数は減少しており、特に中学校（含む中等教育）での減少が大きい。形態別では、全ての形態で減少しているが、特に生徒間暴力と器物損壊での減少が大きい。

小学校においては、発生件数、加害児童数ともに増加している。特に暴力行為を5回以上繰り返す児童数、発生件数の増加が著しい。

加害児童・生徒に対する学校の指導等の内容としては、「被害者等に対する謝罪指導」「ルールの徹底や規範意識を醸成するための指導」の割合が高い。加害児童・生徒が自分の行為に対し、しっかりと向き合うよう指導に努めている。

2 いじめの状況（公立小・中・中等教育・高・特別支援学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.8～14）

ア いじめの認知件数は**4,283件**（前年度より217件減少）

イ 校種別の内訳では、

小学校	1,992件	減少	前年度より6件減少
中学校（含む中等教育）	2,157件	減少	前年度より201件減少
高等学校	124件	増加	前年度より8件増加
特別支援学校	10件	減少	前年度より18件減少

ウ いじめの現在の状況で（平成23年度末時点）

- ・「解消しているもの」の件数の割合は、65.7%（前年度より2.3ポイント上昇）
- ・「解消しているもの」と「一定の解消関係が図られたが、継続支援中」を合わせた「改善率」を見ると、95.0%（前年度より3.3ポイント上昇）

エ 小・中・高等学校 学年別いじめの認知件数（* 特別支援学校を除く）

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数（人）	99	190	239	402	519	543	1,054	766	337
学 年	高1	高2	高3						
人数（人）	71	45	8						

オ いじめの態様（回答の多いものと回答した割合）

冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	2,709件（63.3%）
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	827件（19.3%）
仲間はずれ、集団による無視をされる。	675件（15.8%）
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	343件（8.0%）
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	268件（6.3%）

カ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組み（回答の多いものと回答した割合）
職員会議を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。

1,349校（89.6%）

道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。

1,336校（88.8%）

いじめの問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。

1,042校（69.2%）

スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった。

992校（65.9%）

児童・生徒会活動を通じて、いじめの原因を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進させた。

941校（62.5%）

キ いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法

・「アンケート調査を実施」した学校の割合は、96.7%（前年度より1.6ポイント上昇）

・「個別面談を実施」した学校の割合は、79.6%（前年度より1.3ポイント上昇）

（2）調査結果の捉え

いじめの実態把握のため、「アンケート調査」「個人面談」等を実施した学校が増加し、きめ細かく実態を把握し、いじめの問題に対する早期発見・早期対応を積極的に行っている。

いじめの改善率（*いじめの認知件数のうち、年度内に「解消しているもの」と「一定の解消関係が図られたが、継続支援中」を合わせた件数が占める割合）が上昇している。各学校が速やかな指導と支援を行い、一定の解消後も指導・支援を継続している結果と捉えられる。

学年別いじめの認知件数では中学校1年生が最も多い。環境が変わった段階での人間関係づくりが重要と考えられる。

3 長期欠席・不登校児童生徒の状況（公立小・中・中等教育学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.15～23）

ア 不登校児童・生徒数は9,281人と、4年連続して減少（前年度より521人減少）

出現率は1.37%（前年度より0.08ポイント低下）

イ 校種別の内訳では、

小学校	不登校児童数	2,149人（前年度より97人減少）
	出現率	0.46%（前年度より0.01ポイント低下）
中学校（含む中等教育）	不登校生徒数	7,132人（前年度より424人減少）
	出現率	3.43%（前年度より0.29ポイント低下）

【参考】長期欠席児童・生徒数（学校基本調査より）

長期欠席児童・生徒数は13,120人（前年度より187人減少）

出現率は1.94%（前年度より0.02ポイント低下）

校種別の内訳では、

小学校	長期欠席児童数	4,640人（前年度より186人増加）
	出現率	0.99%（前年度より0.05ポイント上昇）
中学校（含む中等教育）	長期欠席生徒数	8,480人（前年度より373人減少）
	出現率	4.08%（前年度より0.28ポイント低下）

ウ 小中学校 不登校児童生徒数及び学年別内訳

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数（人）	121	192	267	379	534	656	1,630	2,526	2,976

エ 欠席日数別不登校児童・生徒の状況では、

年間 30日～ 59日の欠席	2,344人（全体の25.3%）
年間 60日～ 89日の欠席	1,647人（全体の17.7%）
年間 90日～119日の欠席	1,350人（全体の14.5%）
年間120日～149日の欠席	1,217人（全体の13.1%）
年間150日～179日の欠席	1,163人（全体の12.5%）
年間180日以上欠席	1,560人（全体の16.8%）

オ 不登校児童・生徒への指導結果状況では、

指導の結果、登校する又はできるようになった児童・生徒の割合（改善率）

小学校	47.0%（前年度より5.0ポイント上昇）
中学校	37.9%（前年度より2.0ポイント低下）

指導の結果、継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒の割合

小学校	18.9%（前年度より0.1ポイント低下）
中学校	23.3%（前年度より3.2ポイント上昇）

を合わせた「改善率」は、

小学校	65.8%（前年度より4.8ポイント上昇）
中学校	61.2%（前年度より1.3ポイント上昇）
小・中合計	62.3%（前年度より2.1ポイント上昇）

カ 「指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒」に特に効果のあった学校の措置では、

小学校（上位項目のみ）（不登校児童在籍校総数に占める割合）

登校を促すため、電話をかけたリ迎えに行くなどした。 306校（42.3%）

家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った。 231校（31.9%）

保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った。 224校（30.9%）

中学校（上位項目のみ）（不登校生徒在籍校総数に占める割合）

家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った。 278校（68.0%）

スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった。 278校（68.0%）

登校を促すため、電話をかけたリ迎えに行くなどした。 248校（60.6%）

キ 相談・指導を受けた学校外の機関は、

小学校（上位項目のみ）（不登校児童総数に占める割合）

教育センター等教育委員会所管の機関＜教育支援センターを除く＞ 355人（16.5%）

児童相談所、福祉事務所 294人（13.7%）

病院、診療所 293人（13.6%）

中学校（上位項目のみ）（不登校生徒総数に占める割合）

教育支援センター（適応指導教室） 730人（10.2%）

教育センター等教育委員会所管の機関＜教育支援センターを除く＞ 573人（8.0%）

病院、診療所 515人（7.2%）

ク 学校外の相談機関等で相談・指導等を受けた人数及び割合（不登校児童生徒数に対する）は

小学校 979人（前年度より97人増加） 45.6%（前年度より6.3ポイント上昇）

中学校 2,253人（前年度より13人減少） 31.6%（前年度より1.6ポイント上昇）

小・中合計 3,232人（前年度より84人増加） 34.8%（前年度より2.7ポイント上昇）

(2) 調査結果の捉え

不登校児童・生徒数は減少している。学校の支援として、「電話をかけたり迎えに行く」や「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのる」など積極的な取組みが効果をあげている。また、授業改善や児童生徒が意欲を持って活動できる場を用意するなど未然防止に努めてきた結果の表れと捉えられる。

不登校の改善率（*「指導の結果、登校する又はできるようになった児童・生徒」及び「継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒」の割合）が上昇しており、各学校や関係機関における不登校児童・生徒の学校生活の再開に向けた取組みの成果と捉えている。

学校外の相談機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒の割合が増加している。これは、各学校が関係機関との連携を積極的に図った成果と考えられる。

4 長期欠席者・不登校生徒の状況（公立高等学校）

(1) 調査結果の概要（詳細データは資料2のP.24～32）

ア 長期欠席生徒数は7,135人に増加（前年度より578人増加）

長期欠席出現率は5.45%（前年度より0.37ポイント上昇）

課程別の内訳では、

全日制	長期欠席生徒数	3,877人（前年度より305人増加）
	長期欠席出現率	3.18%（前年度より0.21ポイント上昇）
定時制	長期欠席生徒数	3,258人（前年度より273人増加）
	長期欠席出現率	35.74%（前年度より1.53ポイント上昇）

イ 不登校生徒数は3,676人と、5年連続して増加（前年度より365人増加）

全生徒数のうち不登校生徒の割合（出現率） 2.81%（前年度より0.25ポイント上昇）

課程別の内訳では、

全日制	不登校生徒数	1,820人（前年度より18人増加）
	出現率	1.50%（前年度と同じ）
定時制	不登校生徒数	1,856人（前年度より347人増加）
	出現率	20.36%（前年度より3.07ポイント上昇）

ウ 不登校生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等では、

病院や診療所、民間団体等の機関で相談・指導等を受けた人数 347人 9.44%
（前年度より25人増加 0.29ポイント低下）

養護教諭やスクールカウンセラーに専門的な相談を受けた人数 717人 19.50%
（前年度より37人増加 1.04ポイント低下）

(2) 調査結果の捉え

平成21年度を境に、全日制・定時制ともに長期欠席者が増加しており、喫緊の課題として捉えている。

不登校生徒の増加については、欠席理由を積極的に「不登校」と捉えたことが要因の一つであると考えている。不登校生徒への指導・支援については、生徒指導担当者会議や教育相談コーディネーター会議等において、教職員にチーム支援の考え方や外部資源の活用、保護者との連携方策等のノウハウ等を提供し、学校全体で取り組む生徒指導・教育相談体制の構築が図られた。不登校生徒は、学校がすべき指導・支援によって好転する可能性があることから、各学校において、日常の指導やスクールカウンセラーの活用など積極的な支援に取り組んでいる。

定時制での不登校生徒が増加している要因として考えられることは、単位制の増加や授業料無償化など学校のしくみの変化によるものと、不登校を経験した生徒を積極的に受け入れる学校を設置したことも一因と思われる。

不登校生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等については、その割合が減少している。スクールカウンセラー等配置活用事業の積極的な展開を含め、学校内外の様々な人的資源と連携したチーム支援について更なる教育相談体制の充実に向けた取り組みを推進する必要がある。長期欠席者を減少させるためには、各学校において、生徒が「わかる」授業や達成感を実感することのできる授業づくりに取り組み、学習意欲や通学意欲を高める指導・支援が必要である。

5 中途退学者等の状況（公立高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.33～36）

ア 中途退学者数は2,416人に減少（前年度より121人減少）

課程別の内訳では、

全日制	中途退学者数	1,247人（前年度より151人減少）
	中途退学率	1.03%（前年度より0.13ポイント低下）
定時制	中途退学者数	1,169人（前年度より30人増加）
	中途退学率	12.85%（前年度より0.27ポイント低下）

イ 中途退学に至った理由について、全日制では進路変更531人・42.6%（前年度538人・38.5%）、学校生活・学業不適應が434人・34.8%（前年度544人・38.9%）、学業不振116人・9.3%（前年度92人・6.6%）の順となり、経済的理由は6人・0.5%（前年度8人・0.6%）であった。

定時制では、進路変更が396人・33.8%（前年度454人・39.9%）、学校生活・学業不適應286人・24.5%（前年度311人・27.3%）、仕事の多忙等その他の理由163人・13.9%（前年度148人・13.0%）の順となり、経済的理由は30人・2.6%（前年度8人・0.7%）であった。

ウ 懲戒による退学者数は1人（前年度2人）となった。

（2）調査結果の捉え

中途退学者が減少したことは、各学校におけるきめ細かな粘り強い生徒指導と学習意欲や通学意欲を高める支援の成果と捉えている。

多くの生徒が進路変更や学校生活・学業不適應等の理由により中途退学していることを踏まえ、中学生に対して希望する高校についての十分な理解を深めるためのわかりやすい情報を提供し、高校での学校説明会や体験入学の実施を推進していく。

学習に対する生徒の意欲を高めるため、生徒が達成感を感じる授業展開、少人数学習や習熟度別学習の導入、柔軟な教育課程の編成や単位修得の弾力化など授業や教育課程の工夫に取り組んでいく。

学習意欲をなくした生徒や不登校の生徒等に対する継続的な支援のために、教育相談コーディネーターを中心として、スクールカウンセラー等を活用し、学校の教育相談体制の充実に向けた取り組みを推進していく。

6 児童・生徒の自殺の状況（公立小・中・中等教育・高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.37）

中学生で2人、高校生で5人、合計7人という結果となった。（前年度3人）

（2）調査結果の捉え

7人の尊い命が失われたことを真摯に受け止め、教育活動全体を通じ、生命を大切にする教育を充実・推進するとともに、自殺予防に向けた取り組みをさらに強化することが重要である。

7 出席停止の状況（公立小・中・中等教育学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.38）

0人（前年度は7人）

（2）調査結果の捉え

平成23年度は出席停止に該当する状況は見られなかった。日頃から問題が発生しないよう規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談に取り組むとともに、日頃から学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等が綿密な連携や協力を図ることが重要である。

8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.39～40）

県・市町村（含む政令指定都市）における教育相談機関は71機関、教育相談員数は480人で、1機関あたり6.76人であった。

教育相談件数は117,634件であり、前年度に比べ3,183件増加した。

（2）調査結果の捉え

教育相談件数が大幅に増加し、学校外における教育相談の重要性が高まっている。児童・生徒本人及び保護者等が気軽に相談することができる機関や施設について、引き続き周知していくとともに、学校と教育相談機関等が連携した取組みを今後とも推進する必要がある。

神奈川県教育委員会の主な取組みについて

児童・生徒の問題行動等に対しては、「事後の対応・支援」に加えて、現在、「未然防止」を促進する取組みの充実に努めている。

1 事後の対応・支援（教育相談の充実）

いじめ・暴力行為や不登校の数は支援を要する子どもの数としてとらえ、「迅速で適切な支援」「一人ひとりの状況に即した支援」等により、起こったケースの解消・改善を目指す。

スクールカウンセラーの活用（H7～）

（H24）中学校：全中学校に配置（政令市は独自に配置）

小学校：中学校に配置のSCが対応

高校：54校を拠点として全高等学校に対応

スクールソーシャルワーカーの活用（H21～）

（H24）5教育事務所に配置（政令・中核市は独自に配置）

教育局に配置のSVが県立学校に対応

*SSWサポーターを各市町村教委に配置（H23～24：国の基金を活用し県独自に実施）

教育相談コーディネーターの養成・配置（H16～）

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として、全ての公立学校に配置している。

相談窓口「いじめ110番」の開設（H6～）

総合教育センターに電話相談窓口として「いじめ110番」を開設。平成18年からは24時間受付体制を整備している。

2 未然防止

問題行動等はどの学校にもどの子どもにも起こり得る問題としてとらえ、「学校教育全体・社会全体での取組み」「見逃さないための取組み」等により、新たなケースの未然防止を目指す。

「いじめ問題に係る点検」調査の実施（H18～）

文部科学省通知のチェックリストを活用し、市町村教委や各学校が自己の取組を点検するための調査を県独自に実施。以後、毎年度実施している。

「神奈川県児童生徒の問題行動等に関する短期調査」の実施（H22～）

いじめ・暴力行為、不登校の状況を教育委員会が随時把握することを通じて、即時的な対応・支援の充実につなげることをねらいとして、実施。

第1期 4～7月 第2期 4～9月 第3期 4～12月

かながわ元気な学校ネットワークの推進（H23～）

産・官・学・民からの委員で構成する「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」（H23.8設置）を推進母体に、次の3つのプロジェクトに取り組むことにより、すべての子どもたちを元気にし、教職員・保護者も、さらに地域の人たちも元気にするような学校づくりを推進する。

「かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ」の展開（H23～）

平成24年3月21日に開催した「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機として、県内の産・官・学・民との協働のもと、地域の大人たちが、子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもへの関わりを深めるため、広報啓発事業及び県民参加型事業を展開する。

かながわ「いのちの授業」の推進（H24～）

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切にしながら、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。